

独立行政法人国立美術館職員給与規則

平成 18 年 3 月 31 日
国立美術館規則第 17 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成 18 年国立美術館規則第 16 号。以下「就業規則」という。）第 26 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第 2 条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給 与 の 計 算 期 間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 管理職手当 主任研究員手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当	一 の 月 の 初 日 か ら 末日まで	その月の 17 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15 日（15 日が休日に当たるときは、18 日）、その日が土曜日に当たるときは、16 日）
超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当	一 の 月 の 初 日 か ら 末日まで	翌月の 17 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15 日（15 日が休日に当たるときは、18 日）、その日が土曜日に当たるときは、16 日）
期末手当 勤勉手当		夏季及び冬季にその都度定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の 17 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15 日（15 日が休日に当たるときは、18 日）、その日が土曜日に当たるときは、16 日）

(給与の支払)

第 3 条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第 4 条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、

その月の現日数から独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成18年国立美術館規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、主任研究員手当及び地域手当の支給について準用する。
（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

（1）退職し、又は解雇されたとき

（2）本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

（1）本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

（2）本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

（3）本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

（4）その他特に必要と認めたとき

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第19条、第27条から第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度の一月あたりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）一般職俸給表

（2）技能・労務職俸給表

（3）研究職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別表第1のとおりとする。

（新たに採用する者の俸給決定）

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第14条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定)

第15条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うものとする。

(昇給の時期)

第17条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

第3章 給与の特例等

(休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）のうち、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 職員が独立行政法人国立美術館職員育児・介護休業規則（平成18年3月31日国立美術館規則第29号。以下「育児・介護休業規則」という。）第2条第1項の規定による育児休業、同規則第2条の2第1項の規定による出生時育児休業及び同規則第7条第1項の規定による介護休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

8 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業規則第12条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項による。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しない場合は、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第11条の規定により勤務しない時間、同規則第13条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第18条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。（1回の勤務に割り振られた勤務時間

のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。)

第4章 諸手当

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、別表第2に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に当該表に定める手当額を支給する。

2 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(主任研究員手当)

第21条 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う主任研究員に対し、時間外勤務手当として主任研究員手当を支給する。

2 主任研究員手当の月額、俸給月額に100分の12の割合を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第23条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める別表第3で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合(これらの職員が異動前の地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)、異動の日から2年間、次の各号に掲げる期間に応じ、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合に当該各号に定める割合を乗じて得た割合による地域手当を支給する。ただし、人事上の必要がある場合その他理事長が必要と認める場合には当該職員に対する地域手当の支給について、理事長が別に定める。

(1) 異動の日から1年を経過するまでの期間 100分の100

(2) 異動の日から2年を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。) 100分の80

(住居手当)

第24条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 第26条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通

機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(２) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(３) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、前項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

（単身赴任手当）

第２６条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との均衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

（超過勤務手当）

第２７条 勤務時間等規則第６条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５（その勤務が深夜において行われた場合は、１００分の１５０）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

２ 前項において、超過勤務手当が支給されることとなる時間及び次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる時間を合わせた時間が、１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が深夜において行われた場合には、１００分の１７５）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

３ 超過勤務手当は、第２０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第２１条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

（休日出勤手当）

第２８条 勤務時間等規則第６条の規定により同規則第９条に規定する休日（同規則第１０条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第１０条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１３５（その勤務が深夜において行われた場

合は、１００分の１６０）を休日出勤手当として支給する。ただし、第２０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第２１条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

- 勤務時間等規則第１２条の規定を適用される職員の所定の勤務時間が、同規則第９条第３号から第５号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合（同規則第１２条の規定に基づき、当該日の休日を別に割り振られた場合を除く。）には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。

（夜勤手当）

- 第２９条 勤務時間等規則第１２条の規定を適用される職員のうち、同規則第６条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当りの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第２０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第２１条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

（期末手当）

- 第３０条 期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下 第３１条においてもこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項及び第２項第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

- 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

- 第３１条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第２２条第１項及び第２項第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

- 前条第２項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第５章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

- 第３２条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
（平成１８年４月１日における俸給の切替）
- 施行日の前日から在職する職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成２６年３月３１日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。

附 則（平成１８年６月２９日 国立美術館規則第４８号）

この規則は、平成１８年７月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月２８日 国立美術館規則第２号）

（施行期日）

- この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

(管理職手当の改正に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から管理職手当を支給されている職員のうち、改正後の別表第2に定める管理職手当額が施行日の前日に受けていた管理職手当額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則（平成19年9月4日 国立美術館規則第10号）

この規則は、平成19年9月4日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成19年12月12日 国立美術館規則第13号）

この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日 国立美術館規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月19日 国立美術館規則第25号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 国立美術館規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置)
- 2 附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

(管理職手当の現給保障に関する経過措置)

- 3 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.76を乗じて得た額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成21年12月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則（平成２２年３月３１日 国立美術館規則第５号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
（管理職手当の支給額）
- 2 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの期間については、別表第２に定める額に１００分の９５の割合を乗じて得た額とする。
（出向者等にかかる地域手当の異動保障）
- 3 他機関との人事交流の推進を図るため、国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により引き続き職員となり、別表第３に掲げる異動後の地域手当の支給割合が、異動日の前日において在職した国等の地域手当（これに相当する手当を含む。）の支給割合に達しないこととなる場合には、当該出向等の期間にあつては、異動日の前日に国等において受けていた支給割合により地域手当を支給する。
- 4 前項の場合、異動日後に出向元の国等で支給割合が改定された場合で、国立美術館で定める支給割合が当該改定された支給割合に達しない場合には、改定された支給割合を当該改定の日から補償する。

附 則（平成２２年６月２５日 国立美術館規則第１４号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２２年６月２５日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。
（管理職手当の支給額）
- 2 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの期間の管理職手当の支給額については、独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則（平成２２年３月３１日国立美術館規則第５号）附則第２項の規定にかかわらず、別表第２に定める額とする。
（地域手当の暫定支給割合）
- 3 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの期間の地域手当の支給割合については、別表第３の平成２２年度暫定支給割合に定める支給割合にかかわらず、別表第３の左欄に定める支給割合とする。

附 則（平成２２年１１月３０日 国立美術館規則第１７号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。
（５５歳を超える職員の俸給月額の減額支給等について）
- 2 平成３０年３月３１日までの間、５５歳を超える職員（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以下である者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以下である者及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員を除く）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に１００分の１．５を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。
（平成２２年１２月１日における俸給の切替に伴う経過措置）
- 3 独立行政法人国立美術館給与規則（平成１８年３月３１日国立美術館規則第１７号）附則第２項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に１００分の９９．５９を乗じて得た額（その額に一円未満の端数

を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

(管理職手当の現給保障に関する経過措置)

- 4 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に100分の25の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

附 則(平成23年3月22日 国立美術館規則第2号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成23年11月30日 国立美術館規則第14号)
この規則は、平成23年12月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日 国立美術館規則第2号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年3月30日から施行し、平成24年3月1日から適用する。
(平成24年3月1日における俸給の切替に伴う経過措置)
- 2 独立行政法人国立美術館給与規則(平成18年3月31日国立美術館規則第17号)附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

附 則(平成24年3月30日 国立美術館規則第6号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(特例期間における給与の支給)
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される別表第4の左欄に掲げる俸給表及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額

から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当額の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の俸給月額の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額は、第2項及び第3項により算出した給与額を基礎額とする。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

5 平成24年4月1日における号俸を次の各号のとおりおこなう。

(1) 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び次号に掲げる者を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(2) 平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月30日 国立美術館規則第11号）
（施行期日）

1 この規則は、平成24年6月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（特例期間における人事交流者の給与）

2 国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により、当法人に在職している場合には、特例期間における給与の支給に関しては、出向元である国等の特例期間における給与の支給状況に準じて取り扱うこととし、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成24年3月30日国立美術館規則第6号）の附則第2項から第4項については適用しない。

附 則（平成25年3月22日 国立美術館規則第1号）
（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、職務の級に

における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成26年3月13日 国立美術館規則第3号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成26年11月28日 国立美術館規則第9号)
この規則は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月31日 国立美術館規則第3号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年4月1日における俸給の切替)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額(独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則(平成22国立美術館規則第17号)附則第2項に規定する職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

附 則 (平成28年2月3日 国立美術館規則第16号)
この規則は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月29日 国立美術館規則第20号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月27日 国立美術館規則第2号)
この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月23日 国立美術館規則第7号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年１月３０日 国立美術館規則第６号）
この規則は、平成３０年１月３０日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年３月２２日 国立美術館規則第１８号）
（施行期日）
１ この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
（平成３０年４月１日における号俸の調整）
２ 平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成２７年１月１日の第１６条の規定による昇給その他号俸の決定状況を考慮して調整の必要がある職員の平成３０年４月１日の号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

附 則（平成３１年１月２９日 国立美術館規則第３３号）
この規則は、平成３１年１月２９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（令和２年１月３１日 国立美術館規則第２号）
この規則は、令和２年１月３１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和２年３月１９日 国立美術館規則第８号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年１１月２９日 国立美術館規則第１２号）
この規則は、令和３年１１月２９日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日 国立美術館規則第６号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年６月２３日 国立美術館規則第１２号）
この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日 国立美術館規則第１３号）
この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年１月２７日 国立美術館規則第１号）
この規則は、令和５年１月２７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月２４日 国立美術館規則第２１号）
この規則は、令和５年３月２８日から施行する。

別表第1(第11条関係)
一般職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				

別表第1(第11条関係)
一般職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

別表第1(第11条関係)

技能・労務職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400

別表第1(第11条関係)

技能・労務職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		

別表第1(第11条関係)

技能・労務職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第1(第11条関係)
研究職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900	
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700	
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200	
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600	
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100	
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600	
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100	
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700	
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200	
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900	
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300	
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700	
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200	
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300	
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500	
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	

別表第1(第11条関係)

研究職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900	
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800	
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800	
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800	
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800	
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900	
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800	
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500	
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200	
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000	
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800	
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600	
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400	
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100	
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900	
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700	
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500	
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200	
74	264,500	318,600	388,600			
75	265,700	319,700	389,200			
76	266,700	320,800	389,900			
77	267,700	321,900	390,600			
78	268,800	322,900	391,200			
79	270,000	323,800	391,800			
80	270,900	324,700	392,400			
81	272,100	325,800	393,000			
82	273,300	326,600	393,600			
83	274,500	327,300	394,200			
84	275,500	328,100	394,800			
85	276,600	328,600	395,300			
86	277,600	329,100	395,800			
87	278,700	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			
89	280,500	330,400	397,400			
90	281,700	330,900				
91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				
97	288,100	334,100				
98	289,000	334,600				
99	289,700	335,100				
100	290,600	335,600				
101	291,500	336,100				
102	292,200	336,600				
103	292,900	337,100				
104	293,600	337,600				
105	294,300	338,100				
106	294,800	338,500				
107	295,300	339,000				
108	295,800	339,400				
109	296,000	339,900				
110	296,400	340,300				

別表第1(第11条関係)
研究職俸給表(R4.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
111	296,700	340,800				
112	297,000	341,200				
113	297,300	341,700				
114	297,600	342,100				
115	297,900	342,600				
116	298,200	343,000				
117	298,500	343,500				
118	298,900	343,900				
119	299,200	344,300				
120	299,600	344,700				
121	299,900	345,100				

別表第2 (第20条管理職手当関係)

職名	俸給表	職務の級	手当額
事務局長	一般職	9級	130,300円
		8級	117,100円
次長、審議役及び 副センター長	一般職	9級	104,200円
		8級	94,000円
		7級	88,500円
部長	一般職	7級	88,500円
		6級	83,100円
課長及び担当課長	一般職	6級	72,700円
		5級	69,400円
副館長、国立工芸館長、 学芸調整役及び 副センター長	研究職	5級	129,300円
課長及び学芸担当課長	研究職	5級	90,500円
		4級	78,400円

別表第 3 (第 2 3 条地域手当関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
神奈川県	相模原市	100分の12
京都府	京都市	100分の10
大阪府	大阪市	100分の16
石川県	金沢市	100分の3

別表第4（平成24年3月30日 国立美術館規則第6号第2項関係）

一般職	7級以上	100分の9.77
	3級～6級	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
技能・労務職	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
研究職	5級以上	100分の9.77
	3級・4級	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77